

後期高齢者医療制度ご加入の皆さんへ

# 保険料率が変わります

平成26年度から

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方と、65歳～74歳で一定の障がいがある方が対象の医療制度です。

加入者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直しています。

平成26・27年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

問い合わせ／市総合窓口課医療給付グループ  
☎23-6411

## ■保険料率が変わりました

**●均等割**  
被保険者が等しく負担します。

→ 平成26・27年度  
(年額) **51,472円**  
(前年度比：3,763円増)

**●所得割**  
被保険者の所得に応じて負担します。

→ 平成26・27年度  
**10.52%**  
(前年度比：0.09ポイント減)

## ■保険料の計算方法（平成26年度）

保険料額は、加入者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

なお、平成26年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

<b>均等割</b> 【1人当たりの額】 51,472円	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成25年中の所得 - 33万円) × 10.52%	=	<b>1年間の保険料</b> ※100円未満切り捨て ※上限額57万円 (前年度比：2万円増)
------------------------------------	---	---	---	--

※所得とは、前年の「収入」から公的年金等控除額や給与所得控除額などの必要経費を引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの「所得控除」を適用する前の金額です。  
※遺族年金や障害年金は収入に含みません。  
※年度の途中で加入した時は、加入した月からの月割で計算します。

## ■保険料の軽減について

### ①均等割の軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,147円 (前年度比：約400円増)
33万円	8.5割軽減	7,720円 (前年度比：約600円増)
33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	25,736円 (前年度比：約1,900円増)
33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	41,177円 (前年度比：約3,000円増)

※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。  
※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象になります。

### ②所得割の軽減

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

※加入者個人の所得で判定します。

### ③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、**9割軽減された均等割の金額**が年間の保険料となります。（所得割はかかりません。）

## ■年間保険料の例

・単身世帯（世帯主）の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成26年度	前年度比
80万円	9割	—	5,100円	400円増
192.5万円	5割	5割	46,500円	12,600円減
214万円	—	—	115,600円	3,200円増



・夫婦2人世帯（共に加入者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合



年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成26年度	前年度比
80万円	夫妻	9割	—	5,100円	400円増
	妻	9割	—	5,100円	400円増
211万円	夫妻	5割	5割	56,200円	12,700円減
	妻	5割	—	25,700円	12,400円減
259万円	夫妻	—	—	162,900円	2,800円増
	妻	—	—	51,400円	3,700円増

## 平成26年度 特定健康診査・基本チェックリストの日程

月	日	時間	場所	
5月	26日(月)	7時～10時	増幌コミュニティセンター	
	27日(火)、28日(水)		北宗谷農協沼川支所	
	29日(木)、30日(金)		稚内農協勇知支所	
6月	16日(月)	9時30分～10時30分	富士見児童会館	
	16日(月)	16時30分～18時30分	保健福祉センター	
	17日(火)～19日(木)			9時～11時 13時～15時
	20日(金)	9時30分～11時		宝来地区活動拠点センター
9月	9日(火)、10日(水)		保健福祉センター	
	22日(水)	9時30分～10時30分	声問町内会館	
10月	23日(木)	9時30分～11時	東地区活動拠点センター	
	24日(金)、25日(土)		9時～11時 13時～15時	保健福祉センター
	26日(日)		9時～11時	
	29日(木)、30日(金)		9時～11時 13時～15時	保健福祉センター
平成27年1月	31日(土)	9時～11時		

**65歳以上の方対象**

「基本チェックリスト」を  
活用しましょう

介護予防のために

市民の皆さんの介護予防に役立てるため、**要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に「基本チェックリスト」**による介護予防のチェックを行います。

基本チェックリストとは、日常生活や健康状態などの25項目について「はい」「いいえ」で答える簡単な質問票です。

基本チェックリストの結果、**要介護認定を受けていない65歳以上の方**を対象に「基本チェックリスト」による介護予防のチェックを行います。

実施方法／  
特定健康診査と同時に実施します。

問い合わせ／  
市地域包括支援センター  
☎23-18585

果に基づき、介護予防が必要と思われる方を対象に運動教室や健口教室（お口の健康教室）などの介護予防事業をお知らせします。